

東京経営短期大学 障がい学生支援に関する基本方針

2025年3月

学長裁定

1. 目的

東京経営短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいのある学生に対して合理的な配慮を提供し、その他の学生と等しく教育を受ける機会を保障することを目的として基本方針を定めます。

2. 支援の対象となる学生

本学の在学生（科目等履修生、研究生及び交換留学生を含む。）及び本学へ入学を希望する受験生を対象とします。

3. 定義

本方針における用語の定義は、次の通りです。

(1) 障がい

障害者基本法第2条第1号に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。）であり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態を指します。

(2) 社会的障壁

障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

4. 合理的配慮の考え方

本方針における「合理的配慮」の考え方は、次の通りです。

(1) 原則として障がいのある学生の意思の表明に基づく

(2) すべての学生が同等の教育機会を得るための必要かつ適切な調整

(3) 均衡を失した又は過重な負担とならないもの

(4) 教育の本質を損なわないもの

5. 合理的配慮の提供

本学は、障がいのある学生等から要請があった場合に、当該学生の意思を尊重しながら建設的な対話により合意を形成し、適切な合理的配慮を提供するよう努めます。

6. 支援体制

本学は、教職員及びスクールカウンセラー等が連携し、障がいのある学生に対する支援を実施します。

7. 情報公開

本学における障がいのある学生に対する支援方針や支援体制について、Webサイト等で公開するよう努めます。

8. 改廃

この基本方針の改廃は学長が行うものとする。

以上